電気供給約款
（低圧）

別紙Ⅰ（料金表）

≪お得ポイントビジネスSプラン≫

宮崎電力　株式会社

令和8年11月1日施行

1. 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用します。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

3. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4. 契約容量

契約容量は、送配電事業者の託送約款の定めにより算定された値といたします。
なお、当社または送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

5. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款（低圧）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気供給約款（低圧）別表3（容量拠出金相当額）(3)によって計算された容量拠出金及び電気供給約款（低圧）別表5（送電サービス料）の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款（低圧）別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、電気供給約款（低圧）別表2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款（低圧）別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、電気供給約款（低圧）別表2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款（低圧）別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合は、電気供給約款（低圧）別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款（低圧）別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合は、電気供給約款（低圧）別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

単位	料金(税込) 2026 年 10 月 31 日まで	**料金(税込)** **2026 年 11 月 1 日から**
1kVA	297 円 00 銭	**422 円 45 銭**

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	単位	料金(税込)	
		2026 年 10 月 31 日まで	**2026 年 11 月 1 日から**
電力量	1kWh	23 円 05 銭	**23 円 01 銭**

6. その他

本別紙に定めのない事項については、T ポイント付与サービス提供条件書および、電気供給約款(低圧)によるものといたします。

7. この料金表の実施日

この料金表は、令和8年 11 月1日から実施いたします。